

田尻水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

令和3年3月31日

大阪広域水道企業団  
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第19号

田尻水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例  
施行規程の一部を改正する規程

田尻水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（平成31年大阪広域水道企業団管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第1章—第3章（略）	第1章—第3章（略）
第4章 <u>料金、使用料、加入金等</u> （第17条— <u>第28条</u> ）	第4章 <u>料金、使用料及び加入金</u> （第17条— <u>第27条</u> ）
第5章 貯水槽水道（ <u>第29条</u> ）	第5章 貯水槽水道（ <u>第28条</u> ）
第6章 雑則（ <u>第30条</u> ）	第6章 雑則（ <u>第29条</u> ）
附則	附則
（給水装置工事の申込み）	（給水装置工事の申込み）
第5条（略）	第5条（略）
2 条例第10条第2項の規定により、 <u>工事申込者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の申込みの際、当該各号に定める書類を提出するものとする。</u>	2 条例第10条第2項の規定により、 <u>前項の申込みの際、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める書類を提出しなければならない。</u>
（1）～（3）（略）	（1）～（3）（略）
3・4（略）	3・4（略）
<u>第4章 料金、使用料、加入金等</u>	<u>第4章 料金、使用料及び加入金</u>
（料金及び使用料の計算方法）	（料金及び使用料の計算方法）
第17条 条例第26条第1項の料金及び同条第2項の使用料は、 <u>条例別表第1第9項に定めるところにより算定した額と条例別表第2第4項に掲げる額を合算した額に100分の110を乗じて得た額</u> （その額に	第17条 条例第26条第1項の料金及び同条第2項の使用料は、 <u>条例別表第1第6項に定めるところにより算定した額と条例別表第2第4項に掲げる額を合算した額に100分の110を乗じて得た額</u> （その額に

10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

2・3 (略)

第27条 (略)

(水道施設の新設等に要する費用の負担)

第28条 条例第43条の2第1項及び第2項に規定する水道施設の新設等に要する費用は、次に掲げる費用の合計額に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(1) 水道施設の新設等の工事に要する費用

ア 請負工事費

イ 業務委託料

ウ 材料費

エ 間接経費

(2) 水道施設の新設等の工事に付随する費用(以下「その他の費用」という。)

2. 前項各号に掲げる費用の算出方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 請負工事費は、工事の一部又は全部を請負に付する場合において、当該請負に係る費用の額とする。

(2) 業務委託料は、工事のための業務の一部を委託に付する場合において、当該委託に係る費用の額とする。

(3) 材料費は、企業団の材料を使用する場合において、当該材料に係る費用の額とする。

(4) 間接経費は、前3号に掲げる費用の合計額に100分の10以内の率を乗じて得た額とし、その率及び算出方法については、企業長が別に定める。

(5) その他の費用は、企業長が給水に応じるために要する費用のうち、工事に要する費用以外の費用の額とする。

10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

2・3 (略)

第27条 (略)

3 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

第5章 (略)

第29条・第30条 (略)

第5章 (略)

第28条・第29条 (略)

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。